

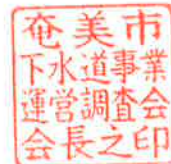


令和4年10月27日

奄美市下水道事業 奄美市長 安田 壮平 様

奄美市下水道事業運営調査会

会 長 松 元 忠 敏



持続可能な下水道事業運営について（答申）

先に貴職から諮問のあった標記の件について審議した結果、下記のとおり答申いたします。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1 料金の改定

料金の額は、1月につき次の表に定めるところにより算定した額に消費税率を乗じて得た額とする。

ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

区 分	汚 水 量	金 額
基本料金	—	800 円
従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	5 m <sup>3</sup> まで	75 円
	5 m <sup>3</sup> を超え10 m <sup>3</sup> まで	105 円
	10 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> まで	130 円
	30 m <sup>3</sup> を超える分	135 円

## 2 料金改定の実施時期

令和5年4月1日

(附帯意見)

下水道事業が重要な公共インフラであることを踏まえ、今後、次の事項について適切な対応をとられたい。

- 1 引き続き事業の経営改善を行うこと。
- 2 奄美市一般会計からの繰入金について、当面、現状程度を目途とすること。
- 3 定期的に事業経営について審議すること。